

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	<p>経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ODA等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進するとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。これに加え、対内直接投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。</p> <p>(上記目標を構成するテーマ)</p> <p>総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む</p> <p>総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む</p>
---------	--

総合目標5についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評定の理由	<p>G7、G20プロセスへの貢献等を通じた世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、テロ・大量破壊兵器の拡散対策、地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>G7（用語集参照）、G20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組であり、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>「質の高いインフラ投資」は、世界の膨大なインフラ需要に対し、日本の強みである「質」の観点を活かしながら応えていくことを通じて、世界経済の持続的な成長と開発途上国の包摂的な開発の両者に対して、日本として貢献する重要な施策です。</p> <p>日本企業の海外展開支援については、「インフラシステム海外展開戦略2025」等で掲げられた重要な取組の1つであり、国際協力機構（JICA）の円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、国際協力銀行（JBIC）の出融資といったツールを活用して推進しています。また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。</p>

	WTO（世界貿易機関：用語集参照）及び経済連携に関する取組は、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。
--	--

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む		
	[主要]総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画		
	目 標	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7、G20等の国際的な枠組において積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。</p>	達成度
測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すため、以下の国際的な枠組における取組に積極的に参画しました。</p> <p>【G7】</p> <p>我が国は、G7における以下の議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展等に貢献しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、多国間協調を推進する必要性を強調するとともに、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための行動を協調してとっています。また、世界経済・金融市場の動向IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等について、活発な議論が行われ、声明の形でG7としての共通理解を示しました。 ・ 特に、2023年1月以降は、議長国として、上記アジェンダに加え、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築など、経済の強靱性と効率性の両立性に向けた議論を牽引したほか、GDPで測る経済成長だけでなく、多様な価値を踏まえた経済政策の推進の必要性を主張し、G7における議論を主導しました。 <p>【G20】</p> <p>G20においても、我が国は以下の議論に積極的に参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロシアのウクライナに対する侵略戦争によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、配分額の20%を貢献することとし、気候変動や保健等の長期的な国際収 	□

支上の課題に対応することを目的として新設された強靱性・持続可能性トラスト（RST）への最初の貢献国の一つとなる等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの平時の予防・備えの強化を支援することを主目的としたパンデミック基金の設立と出資など、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【APEC】

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄を目的とする国際協力の枠組みであるAPEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）においても、令和4年10月にタイ・バンコクにて開催されたAPEC財務大臣会合において、金融を通じて持続可能な経済への移行を促進するサステナブル・ファイナンスや、コロナ後の経済回復や金融包摂を実現するためのデジタル化についての意見交換に参画しました。

【MDBs】

MDBsにおいては、我が国が開発分野で重視するアジェンダが重点政策と位置付けられるよう、主要出資国として積極的に議論に参画するとともに、特にロシアによる侵略の被害を受けたウクライナ及び周辺国に対して、MDBsを通じた支援を行いました。

- 例えば、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）については、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど議論を提案・主導し、IDA第20次増資（IDA20）において、歴史上初めて1年前倒しの上、令和3年12月に増資に合意しました。IDA20次増資では、我が国のリーダーシップを反映し、我が国が重視する開発課題である新型コロナウイルス感染症への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等が重点課題に位置付けられています。また、令和4年9月には、IDA20の増資期間の開始（令和4年7月より）にあたりIDA20ローンチイベントを我が国で開催し、途上国の政府高官や、世界銀行幹部が多数来日し、日本が重視する開発課題が反映された重点政策についての重要性が認識されました。
- ウクライナ支援では、世界銀行加盟国の復興又は開発を支援するため同銀行に設けられる基金に対して、国債による拠出を可能とする国際通貨基金及び国際復興開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和5年4月7日に成立）。改正法により、世界銀行に設けられるウクライナ信用補完基金（仮称）に対して50億ドル相当の国債を拠出することで、世界銀行からウクライナに対する追加融資を行うことが可能となります。
- また、令和4年度第2次補正予算で措置された約540億円の関連予算を活用し、世界銀行グループ等に、同国の財政及び復旧・復興を支援するため

に必要な資金を拠出しました。このうち2,300万ドルを、保険の仕組みを活用してウクライナの民間セクターの活動を支援するため、多数国間投資保証機関（MIGA）が新たに設立した基金に、最初のドナーとして拠出しました。さらに、ウクライナの民間セクター向けに国際金融機関が行う融資にJIBCが保証を付すことができるようにするべく、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日成立。）

- ・ また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（IBRD）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（GCF）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れているモルドバに対し、その世銀への金利支払い負担軽減のため、約170万ドルの支援をすることとしました。

【国際社会と連携した外為法に基づく措置等】

テロや大量破壊兵器の拡散に係る資金供与等の課題に関しては、国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました（参考指標3参照）。

- ・ このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、FATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告を踏まえ、令和3年5月より、国連安保理制裁委員会による制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講ずる制度を導入し、同年6月以降、累次にわたり実施してきました。
- ・ 更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を累次にわたり実施しています。上限価格を超えて取引されるロシア産原油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）は、ロシアの歳入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定の確保を目的とした新規の措置であり、ロシアの戦争遂行能力の低下に一定の効果を与えているものですが、当該措置の導入に際して、関係各国・国内関係省庁・民間企業との調整を主導し、原油については令和4年12月5日、石油製品については令和5年2月6日から実施しています。
- ・ また、令和4年3月11日のG7首脳声明を受け、暗号資産が制裁の抜け穴として悪用されないよう、制裁の実効性を更に強化するための法的手当てを講ずるための、改正外為法案が同年4月20日に国会において可決・成立されました。その後、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の改正により、電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）及び電子決済手段等取引業者が新設されることを踏まえ、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。以下、FATF勧告対応法）」により、電子決済手段に暗号資産と同様の規制を課すとともに、外為法の適用を受ける金融機関

等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って外為法上の確認義務を適切に履行する態勢の整備義務を課す等の措置を講じるための改正外為法が令和4年12月2日に国会において可決・成立されるなど、引き続き制裁の実効性強化に取り組んでいます。

【FATF等】

このほか、FATFの枠組みに関する国内外の以下の取組に積極的に参画することで、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への対策（以下、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」）を推進しています。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うFATFの関連会合に出席し、次期相互審査の枠組みや実質的支配者情報等にかかる国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、非FATF加盟国のFATF基準の履行確保を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域のFATF型地域体（APG：Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和3年8月に公表されたFATF第四次対日相互審査報告書を契機として、政府一体となって対策を進めるべく財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組みを活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、FATF第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したFATF勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。さらに、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づく外国為替検査を行い、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF勧告の着実な実施等を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

以上のように、令和4年度は上記実績のとおり、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、国際的な取組に積極的に参画することを通して、国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すことに貢献しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。

[主要] 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

	<p>ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することが、地域金融市場の安定化のために重要なためです。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>アジアにおける地域金融協力を推進し、地域金融市場を安定化させるため、ASEAN＋3等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献しました。</p> <p>【ASEAN＋3】</p> <p>令和4年度のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいて、以下を始めとする各種取組を通して、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）の強化を通じた地域金融市場の強靱性向上のため、令和3年3月に要請国・供与国双方の自発性及び需要に応じて供与国が提供する外貨をドル以外の域内通貨にも拡大したことを受け、（1）5月のASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議において、域内各国の自ら発行する通貨（自国通貨）による支援に関する指針の策定が歓迎されると共に、（2）自国通貨以外の域内通貨（第三国通貨）による支援に関する指針を策定しました。また、令和5年1月より、インドネシアとともにASEAN＋3共同議長国として、自然災害やパンデミック等の危機の際に参加国がより機動的にCMIMを活用できるような新たな支援ツールの検討等、地域金融取極の強化に向けて本格的な議論を開始しています。 ・ AMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス：用語集参照）については、2030年までを見据えた戦略的方向性を見直しを行い、AMROが事務局を務めるCMIMの新しい在り方やAMROの組織力強化についての取組に係る指針を策定したほか、給与パッケージの策定、AMROのASEAN＋3財務トラックにおける事務局的支援の明確化や域内シンクタンクネットワークについて議論を推進しました。 ・ 更に、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）のこれまでの取組に係る評価やそれを踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップの策定についても議論したほか、SEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）について、公共財産保護プログラムの具体化に関する議論を進展させるとともに、域内の財 	□
	実績及び目標の達成度の判定理由	

		<p>務強靱性の強化に向けて災害リスクファイナンスに係る議論の定例議題化を主導するなど、地域金融協力の推進に貢献しました。</p> <p>【二国間財務・金融協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ASEAN(東南アジア諸国連合：用語集参照)諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みについて、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めると同時に他のASEAN域内におけるニーズの検討を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 また、令和4年6月には、インドとの従来の審議官級の対話を財務官級に格上げして、日印財務協議を開始しました。 <p>令和4年度は上記実績のとおり、アジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]総5-1-B-3：ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進		
	<p>目標</p>	<p>ODA等を通じ、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>ODA等を通じた支援が、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが、日本の持続的な繁栄のために重要であるためです。</p>	達成度
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現をするため、JICAやJBIC等を通じた支援を行っています。</p> <p>【JICAを通じた支援】</p> <p>JICAを通じて、ウクライナ及び周辺国への財政支援も含め、以下の通り新興国・開発途上国への着実な支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度において、計7件、約7,150億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与や計21件、約1,267億円(承諾額ベース)の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 更に、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナに対し、令和4年6月までに780億円(約6億ドル)の財政支援借款を供与したほか、隣国モルドバに対しては、令和5年2月に135億円の財政支援借款供与に関する事前通 	□

	<p>報を行いました。</p> <p>【J B I Cを通じた支援】</p> <p>J B I Cについては、機能の改善・強化なども行いつつ、積極的な支援を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」において、その期限が終了する令和4年6月30日までに計46件、約6,057億円の出融資等を承諾し、同ファシリティを発展的に改組する形で令和4年7月1日に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」では、令和5年3月までに、計91件、約21,379億円の出融資等を承諾しております。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援しました。 ・ また、令和4年6月には、株式会社国際協力銀行法施行令（平成23年政令第221号）の改正により、我が国の産業の国際競争力の維持・向上を図る観点から、日本企業等による先端技術の事業化や新たなビジネスモデルの活用、温室効果ガス削減の取組、サプライチェーンの強靱化を支援するため、開発途上地域以外の地域向けの事業に係る業務の対象を拡充しました。加えて、新型コロナによるパンデミックやロシアによるウクライナ侵略に加え、デジタル化や気候変動など日本経済を取り巻く環境の変化を踏まえ、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーン強靱化やデジタル・グリーン等の成長分野を見据えたスタートアップ支援、ウクライナ支援といった政策上の課題にJ B I Cがより機動的に対応できるように、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号。以下、J B I C法）の改正法案を国会に提出しました。（改正法案は令和5年4月7日に成立。） <p>令和4年度は上記実績のとおり、J I C AやJ B I C等においては、機能の改善や強化も活用して、ODA等を活用した新興国・開発途上国の支援や日本企業の海外展開支援を着実に実施しました。これらは今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
<p>[主要]総5-1-B-4：質の高いインフラ投資の推進</p>		
<p>目 標</p>	<p>平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に関係省庁等と連携しながら着実に実施するとともに、令和元年6月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を図り、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更なる成長に貢献していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目</p>	<p>質の高いインフラ投資を推進するため、国内の制度改善に努めてきた他、国</p>	<p>□</p>

	<p>標の達成度の判定理由</p>	<p>際機関との協働や国際枠組での議論に積極的に参加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界全体の膨大なインフラ整備需要に応えるため、政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化や民間企業の投融资奨励に努めるなど、質の高いインフラ投資を推進してきました（参考指標6参照）。 また、質の高いインフラ投資をグローバルに推進するため、国際開発金融機関（MDBs）と協働してきました。具体的には、各機関に設けた日本信託基金を通じた案件組成支援を行っているほか、質の高いインフラに関する日本の優れた知見の開発途上国との共有を目指し、世界銀行東京防災ハブや世界銀行東京開発ラーニングセンター（TDLC）との連携を深めてきました。さらに、国際開発協会（IDA）の第20次増資では、質の高いインフラ投資が重要政策の一つに位置づけられました。 G20においても、我が国は、質の高いインフラ投資に係る議論の進展に貢献しました。インドネシア議長下においては、令和4年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「質の高いインフラ投資指標集」が承認されました。インド議長下においても、更なる実践のために指標集のあてはめの作業が進められており、我が国からはJICAの円借款案件を登録するなど、議論の進展に貢献しました。 <p>「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえた個々の施策の着実な実施や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・実践をはじめ、質の高いインフラ投資の推進に今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
--	--------------------------	---	--

<p>テーマについての評定</p>	<p>a 相当程度進展あり</p>
--------------------------	--------------------------

<p>評定の理由</p>	<p>世界経済の持続的発展等に向けて、国際機関及び各国の財務金融当局と連携して、G7やG20等の国際的な枠組に積極的に参画しました。</p> <p>アジアにおける地域金融協力の推進に向けて、ASEAN+3の強靱性向上の取組や、アジア各国との二国間財務・金融協力を強化する取組を着実に実施しました。</p> <p>ODA等を通じた新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展の支援や、日本企業の海外展開支援の推進に向けて、JICAやJBIC等においては、機能の改善や強化も活用して着実な支援を実施しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進に向けて、関係機関との連携を図りつつ、更なる普及・実践のため着実な取組を進めました。</p> <p>また、ロシアによる侵略により困難に直面するウクライナ及び周辺国に対し、G7やMDBs等と連携し、財政面を含めた支援を行いました。以上のとおり、全ての測定指標が「□」であるため、「a相当程度進展あり」としました。</p>
---------------------	---

総5-1に係る参考情報

参考指標1：最近の世界経済の動向

	2022					2023					2024				
	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差	22.10 時点	23.01 時点	23.04 時点	22.10 との差	23.01 との差
日本	1.7	1.4	1.1	▲ 0.6	▲ 0.3	1.6	1.8	1.3	▲ 0.3	▲ 0.5	1.3	0.9	1.0	▲ 0.3	0.1
米国	1.6	2.0	2.1	0.5	0.1	1.0	1.4	1.6	0.6	0.2	1.2	1.0	1.1	▲ 0.1	0.1
ユーロ圏	3.1	3.5	3.5	0.4	0.0	0.5	0.7	0.8	0.3	0.1	1.8	1.6	1.4	▲ 0.4	▲ 0.2
ドイツ	1.5	1.9	1.8	0.3	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1	▲ 0.1	0.2	▲ 0.2	1.5	1.4	1.1	▲ 0.4	▲ 0.3
イタリア	3.2	3.9	3.7	0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	0.6	0.7	0.9	0.1	1.3	0.9	0.8	▲ 0.5	▲ 0.1
英国	3.6	4.1	4.0	0.4	▲ 0.1	0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	0.6	0.9	1.0	0.4	0.1
先進国計	2.4	2.7	2.7	0.3	0.0	1.1	1.2	1.3	0.2	0.1	1.6	1.4	1.4	▲ 0.2	0.0
アジア	4.4	4.3	4.4	0.0	0.1	4.9	5.3	5.3	0.4	0.0	5.2	5.2	5.1	▲ 0.1	▲ 0.1
中国	3.2	3.0	3.0	▲ 0.2	0.0	4.4	5.2	5.2	0.8	0.0	4.5	4.5	4.5	0.0	0.0
インド	6.8	6.8	6.8	0.0	0.0	6.1	6.1	5.9	▲ 0.2	▲ 0.2	6.8	6.8	6.3	▲ 0.5	▲ 0.5
新興国・途上国計	3.7	3.9	4.0	0.3	0.1	3.7	4.0	3.9	0.2	▲ 0.1	4.3	4.2	4.2	▲ 0.1	0.0
世界計	3.2	3.4	3.4	0.2	0.0	2.7	2.9	2.8	0.1	▲ 0.1	3.2	3.1	3.0	▲ 0.2	▲ 0.1

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023.4)

(World Economic Outlook, April 2023: A Rocky Recovery (imf.org))

参考指標2：途上国の貧困削減状況

1日2.15ドル未満で生活している人口 (%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
東アジア・大洋州	4.5	3.6	2.7	2.3	1.9	1.6	1.2	N. A.	N. A.
欧州・中央アジア	3.3	3.4	3.1	2.8	2.7	2.3	2.3	2.3	N. A.
中南米	4.5	4.3	4.2	4.4	4.4	4.3	4.3	3.9	4.7
中東・北アフリカ	2.4	2.7	5.3	6	8	9.6	N. A.	N. A.	N. A.
南アジア	18.9	17.9	16.6	15.8	12.7	10.1	8.6	N. A.	N. A.
サブサハラ・アフリカ	38.7	37.6	37.7	37.2	36.4	35.4	34.9	N. A.	N. A.

(出所) 世界銀行 (Poverty headcount ratio at national poverty lines (% of population) | Data (world bank.org))

(注) 世界銀行の国際貧困ラインは2.15ドル/日とされている。

(注) N. A. 部分は、正確な所得データの取得が困難であることを理由に公開されていない。

参考指標3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追加	解除
平成13～27年度	760個人・団体	266個人・団体
28年度	13個人・団体	8個人
29年度	16個人・団体	12個人
30年度	11個人・団体	4個人

令和元年度	19個人・団体	7個人・団体
2年度	3個人	3個人
3年度	6個人・団体	12個人・団体
4年度	1個人	0個人・団体
小計	829個人・団体	312個人・団体
累計	517個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

(注) 令和5年1月27日(米国東部時間)に国連安全保障理事会の制裁委員会が制裁対象に追加指定した1団体については、同委員会のプレスリリースから24時間以内に外務省告示を発出しているが、当該団体について、我が国は同理事会決議1373号に基づき措置済みであったことを踏まえ、本項においては「追加」として取り扱わない。

参考指標4：我が国への対内直接投資残高

(単位：10億円)

	平成30年末	令和元年末	2年末	3年末	4年末
金額	30,683	34,330	40,188	40,692	46,168

(出所) 財務省「本邦対外資産負債残高」

参考指標5：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
金額	14,043	14,416	14,452	11,682	22,626
件数	34	40	41	30	45

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注) 数字は交換公文ベース(ドル建て借款の額を含む。ドル建て借款については、各年度におけるDAC指定の為替レートを 사용하여円建てで換算。)(債務救済を含まない。)

参考指標6：国際協力銀行(JBIC)の出融資保証業務実施状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融資	117	10,673	99	13,225	127	15,932	190	22,596	195	19,411	131	21,966
輸出金融	14	347	13	1,027	18	1,890	2	10	3	608	15	429
輸入金融	1	2,380	-	-	-	-	1	506	1	2,390	2	2,300
投資金融	101	7,644	83	11,780	107	13,821	181	20,241	185	15,934	104	18,474
事業開発等金融等	1	300	3	417	2	220	6	1,838	6	478	10	762
保証	8	481	13	3,507	9	758	14	3,246	9	891	12	952
出資	5	777	5	437	3	96	3	150	5	352	3	233
合計	130	11,932	117	17,171	139	16,787	207	25,993	209	20,655	146	23,152

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アジア	1,735	3,220	7,811	3,858	1,857	6,007
(東南アジア)	(1,325)	(2,894)	(3,618)	(1,654)	(1,530)	1,027
大洋州	182	-	25	681	662	70
ヨーロッパ	600	6,044	4,031	5,400	5,674	4,299

中 東	3,875	1,514	764	2,081	2,804	1,918
アフリカ	1,384	343	53	3,883	-	796
北 米	1,497	161	1,309	4,475	7,958	4,613
中南米	2,012	2,273	1,870	2,319	643	2,116
国際機関等	-	56	110	47	-	0
その他	161	50	53	-	163	2,379
合 計	11,451	13,663	16,028	22,747	19,764	22,200

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アジア	8	2,396	117	1,044	6	375
(東南アジア)	(8)	(2,396)	(117)	(9)	6	203
大洋州	-	-	-	-	-	67
ヨーロッパ	-	650	120	1,110	262	265
中 東	164	-	-	71	377	127
北 米	308	355	416	884	244	117
中南米	-	52	-	89	-	-
国際機関等	-	53	105	45	-	-
合 計	481	3,507	758	3,246	891	952

(出所) 国際協力銀行調

(注) 切り捨ての関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標 7：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績 (注)

(単位：兆円)

	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
実績	19	20	21	23	25	27	24

(出所) 『経協インフラ戦略会議』資料 (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/kaisai.html>)

(注) 各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」を含む。

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組		
	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。 (目標の設定の根拠) 世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を作り上げることが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	多角的自由貿易体制の維持・強化に関して、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定(用語集参照)について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引	□

		<p>引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しました。例えば、令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。また、現在機能停止しているWTO上級委員会への対応についても、令和5年3月に暫定的な枠組みであるMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント：用語集参照）へ参加するとともに、引き続き、各国と連携しながら紛争解決制度の改革に向けた取組を主導していくこととしました。加えて、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しており、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から参画・貢献しました。</p> <p>経済連携の推進に関して、平成30年12月にCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照）、平成31年2月に日EU・EPA（用語集参照）、令和2年1月に日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、令和3年1月に日英EPA、令和4年1月にRCEP協定（用語集参照）がそれぞれ発効しました。CPTPPについては、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続きが協定のハイレベルを維持しつつ進むよう交渉を主導し、令和5年3月には、CPTPP参加国及び英国により、同国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました。また、令和4年9月に交渉を開始したIPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省として貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しています。</p> <p>こうした経済連携の強化を通じて、世界的な保護主義への懸念が高まりつつある中で、自由貿易を更に推進していくとの意思を世界に向けて発信するものとなりました。</p> <p>さらに、これらの経済連携協定等では、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の円滑な実施に、加盟国と連携しながら取り組んでいます。加えて、税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPA（経済連携協定：用語集参照）における税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進にも取り組みました。</p> <p>上記実績のとおり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しました。引き続き、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。</p>	
--	--	--	--

テーマについての評定	a 相当程度進展あり
-------------------	-------------------

評定の理由	<p>WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた取組、各地域における経済連携の推進、これらを通じて税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組み、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評定は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>今後とも世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進していきます。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」のあてはめ作業等の議論に取り組んでまいります。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第208回国会 総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <p>開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）</p> <p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）</p> <p>コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補）</p>
---------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IMFによる世界経済見通しの推移（令和5年4月）
----------------------------------	--------------------------

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>世界経済の持続的発展等を目的として、G7やG20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献し、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。</p> <p>ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。</p> <p>ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。特に、令和2年4月に創設したJICAの「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた開発途上国に対して支援を行いました。</p> <p>日本企業の海外展開支援に関しては、関係省庁・機関と連携しながら、JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資保証業務等を通じて引き続き推進しました。特に、JBICを通じた支援については、令和3年1月に創設した「ポストコロナ成長ファシリティ」やそれを発展的に改組する形で令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和4年6月の政令改正により、日本企業が先進国で行う事業に対するJBICの融資等の対象を一部拡大したことも踏まえ、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。</p> <p>MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。信託基金を通じた新型コロナウイルス対応を支援するとともに、特に脆弱な途上国の資金需要に応えるため、IDAの増資交渉やアフリカ開発基金（AfDF）増資の議論に貢献しました。</p> <p>質の高いインフラ投資の推進については、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に盛り込まれた制度改善・拡充を着実に実施しており、今後も運用・活用するとともに、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の更なる普及・実践に向けて、「質の高いインフラ投資指標集」を策定し、指標のあてはめの作業等に取り組みました。</p> <p>国際貿易の秩序ある発展に向けて、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組みました。</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年6月</p>
---------------------	--	------------------------	---------------